

流山市高齢者住み替え支援要綱

平成 26 年 12 月 1 日

告示第 84 号

改正 平成 28 年 11 月 1 日告示第 115 号

平成 30 年 3 月 30 日告示第 34 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内における高齢者の住み替えに関する情報の発信及び相談体制並びに市内の住宅関係業者の能力を活用した中古住宅の再生及び流通の仕組みをつくることにより、高齢者の住み替え及び若い世代の市内への移住の支援並びに中古住宅の効率的な活用に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 独立して家庭生活を営むことができる建築物又は住戸で 1 以上の居室があり、専用の出入口、台所、浴室及びトイレがあるものをいう。

(2) 中古住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。
ア市内に所在する住宅。ただし、市街化調整区域内に所存する住宅にあつては、流山市開発事業の許可基準等に関する条例(平成 22 年流山市条例第 14 号)第 44 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号並びに第 45 条(同条例第 44 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号の要件に該当するものに限る。)の規定により、建替えをすることができる住宅に限る。

イ築後年数が 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅

ウ専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約のいずれの契約も締結していない住宅

エ建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条の建築確認を受けている住宅であつて、明らかに同法に違反をしていないもの

(3) 住み替え住宅バンク 中古住宅の売却又は賃貸を希望する当該中古住宅の所有者から申込みを受けて登録した当該中古住宅に係る情報を、市内への移住、定住等を目的として中古住宅の使用を希望

する者（以下「使用希望者」という。）に紹介するシステムをいう。

（４）中古住宅の再生 中古住宅を機能、耐震性、デザイン等を当該中古住宅に住む人の要望に対応するよう改修することをいう。

（５）建物検査 目視等を中心とした非破壊による建物の現況調査を行い、当該建物の構造の安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象等の有無を把握するための調査をいう。

（６）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（７）暴力団員等 流山市暴力団排除条例（平成２４年流山市条例第２５号。以下、この項において「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。

（８）暴力団密接関係者 条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者をいう。

（運用上の注意）

第３条 この要綱は、この要綱に係る物件の取引以外による物件の取引を制限するものではない。

（業務）

第４条 住み替えに係る業務は、次に掲げるものとし、市の住宅担当部署においてこれを行う。

（１）住み替えの相談に関すること。

（２）次条に定める流山市住み替え支援組織（以下「住み替え支援組織」という。）の登録、更新及び公表に関すること。

（３）住み替えを支援する相談会の開催に関すること。

（４）高齢者施設の情報を提供すること。

（５）中古住宅の情報を提供すること。

（６）地域の魅力を情報発信すること。

（７）住み替え支援組織との連絡及び調整に関すること。

（住み替え支援組織の登録）

第５条 この要綱に基づき住み替えの支援を行う者は、流山市住み替え支援組織として、市長の登録を受けなければならない。

２ 前項の登録を受けようとする者は、流山市住み替え支援組織登録申請書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 流山市住み替え支援組織概要書 (別記第 2 号様式) (以下「概要書」という。)

(2) 建設業の登録通知書の写し

(3) 宅地建物取引業者登録通知書の写し

(4) 建築士事務所登録通知書の写し

(5) 宅地建物取引主任者及び建築士の免許の写し

(6) 申請に係る住み替え支援組織を構成する第 7 条第 2 項に掲げる者の資格の写し

(7) 住み替え支援組織の全ての構成員の住民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

(8) 直近 2 事業年度の業務及び財務の状況に関する書面 (第 7 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する者に係るものに限る。)

(9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、当該申請の内容が住み替え支援組織として適当であると認めるときは、当該申請をした者を流山市住み替え支援組織名簿 (別記第 3 号様式) (以下「名簿」という。) に登録するとともに、流山市住み替え支援組織名簿登録通知書 (別記第 4 号様式) により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、当該申請の内容が住み替え支援組織として不適當であると認めるときは、当該申請を却下し、流山市住み替え支援組織申請却下通知書 (別記第 5 号様式) により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(有効期間)

第 6 条 住み替え支援組織の登録の有効期間は、3 年とする。

(住み替え支援組織の構成員)

第 7 条 住み替え支援組織は、次に掲げる者の全てを構成員としなければならない。

(1) 本市に事業所が存する宅地建物取引業者 (宅地建物取引業法 (昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号) 第 2 条第 3 号に規定する者をいう。以下この号において同じ。) で、次に掲げるいずれかの団体の会員であるもの。ただし、事業所が存する宅地建物取引業協会又は全日本不

動産協会の会員（宅地建物取引事業者である者に限る。）であって、
住み替え支援連絡協議会の意見を聴いた上で市長が認める場合は、
この限りでない。

ア一般社団法人千葉県宅地建物取引協会

イ公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部

(2)本市又は野田市、松戸市若しくは柏市に存する建築士事務所（建
築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建
築士事務所をいう。以下同じ。）であって、公益社団法人千葉県建
築士事務所協会の会員であるもの。ただし、前号又は次号に規定す
る構成員の事業所が本市に存し、かつ、当該構成員のいずれかが当
該組織の代表である場合であって、建築事務所がその存する都道府
県の建築事務所協会の会員であるときは、この限りでない。

(3)市内に事業所のある建設事業者。ただし、第1号に規定する構
成員の事業所が、本市に存し、又は前号に規定する構成員のいうれ
かが事業所が本市、野田市、松戸市若しくは柏市に存する場合であ
って、これらの構成員のいずれかが当該組織の代表であるときは、
市内に事業所のあることを要しない。

2 住み替え支援組織は、次に掲げる者を構成員とするよう努めなけれ
ばならない。

(1)不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）
第15条に規定する不動産鑑定士

(2)土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に規定
する土地家屋調査士

(3)職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第47条第1
項に規定する指定試験機関が実施する、顧客の資産に応じた貯蓄・
投資等のプランの立案・相談に必要な技能に関する学科及び実技試
験に合格したファイナンシャル・プランニング技能士

(4)その他市長が必要と認める事業者

3 住み替え支援組織の構成員である事業者は、代表者及びその役員が
暴力団員等又は暴力団密接関係者でない者でなければならない。

（名簿及び概要書の公表）

第8条 市長は、名簿及び概要書を一般に公表するものとする。

2 前項の規定により名簿及び概要書を公表する場所は、市の住宅担当

部署とする。

(登録の更新)

第9条 登録の有効期間を更新して住み替え支援組織の登録の継続を受けようとする者は、市長が指定する期間内に第5条第2項の規定による申請の例により申請書を提出しなければならない。この場合において、既にこの要綱に基づき市に提出している書類であって当該書類の内容に変更がないと市長が認めたものについては、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請に対する決定等の手続については、第5条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「に登録するとともに」とあるのは「に期間が更新された旨を記載するとともに」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第10条 住み替え支援組織として登録を受けている者は、住み替え支援組織名簿の登録事項に変更が生じたときは、流山市住み替え支援組織名簿登録事項変更届(別記第6号様式)に必要な書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

(住み替え支援組織の業務)

第11条 住み替え支援組織は、その組織の総合力並びに構成員の有する技術、知識、資格その他の能力を十分に発揮して中古住宅の再生及び流通その他の住み替えの支援に関する業務を行うものとする。

2 住み替え支援組織は、この要綱に基づく住み替えの支援を行うに当たっては、この要綱、宅地建物取引業法、建築士法、建設業法(昭和24年法律第100号)及びその他関係法令に基づいて誠実に行わなければならない。

3 住み替え支援組織は、この要綱に基づき建物検査を実施するときは、国土交通省が定める既存住宅インスペクション・ガイドラインに則して実施するものとする。

4 住み替え支援組織は、市が主催する住み替えを支援する相談会に出席することができる。

5 住み替え支援組織は、住み替え住宅バンクに中古住宅の登録を希望する者(以下「物件登録希望者」という。)と第12条の3の規定により媒介契約を締結したときは、当該物件登録希望者の所有する中古

住宅が住み替え住宅バンクに登録されるよう登録要件の具備に努めなければならない。

(物件の登録申請)

第 1 2 条 物件登録希望者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

(1) 中古住宅 (当該中古住宅の敷地を含む。) の所有者である者

(2) 暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者でない者

2 物件登録希望者は、住み替え支援組織を選択し、登録を希望する中古住宅ごとに流山市住み替え住宅バンク登録申請書 (別記第 6 号様式の 2) 及び流山市住み替え住宅バンク登録事項公表等同意書 (別記第 6 号様式の 3) を市長に提出しなければならない。

(住み替え支援組織への通知)

第 1 2 条の 2 市長は、前条第 2 項に規定する申請書を受理したときは、流山市住み替え支援組織選定結果通知書 (別記第 6 号様式の 4) により、物件登録希望者が選択した住み替え支援組織に通知するものとする。

(媒介契約等)

第 1 2 条の 3 住み替え支援組織は、前条の規定による通知があったときは、物件登録希望者と媒介契約を締結するものとする。

2 前項の規定により、媒介契約を締結した住み替え支援組織は、物件登録希望者の同意を得た上、当該契約書の写しを市に提出するものとする。

3 第 1 項の規定により契約を締結した住み替え支援組織は、第 1 2 条第 2 項の申請に係る中古住宅について次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 国土交通省が定める既存住宅インスペクション・ガイドラインに則した建物検査 (既に当該物件について、国土交通省が定める既存住宅インスペクション・ガイドラインに則した建物検査をしている場合を除く。)

(2) 既存住宅売買瑕疵保険の加入に係る手続 (既に当該物件について、既存住宅売買瑕疵保険に加入している場合又は既存住宅売買瑕疵保険の加入について、売買契約を締結する際に行うことを誓約する書類の提出がある場合を除く。)

(3) 当該中古住宅の改修の提案及び概算見積りの作成

4 第 1 項の規定により物件登録希望者と媒介契約を締結した住み替え支援組織は、流山市住み替え住宅バンク登録物件概要書（別記第 6 号様式の 5。以下「登録物件概要書」という。）を物件登録希望者の同意を得た上、前項各号に掲げる事項を実施したことを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(中古住宅の登録)

第 1 2 条の 4 市長は、前条第 4 項の規定により登録物件概要書の提出があったときは、その内容を審査し、第 1 2 条第 2 項の申請に係る中古住宅の住み替え住宅バンクへの登録の可否を決定し、その旨を流山市住み替え住宅バンク登録決定通知書（別記第 6 号様式の 6）又は流山市住み替え住宅バンク登録申請却下通知書（別記第 6 号様式の 7）により第 1 2 条第 2 項の規定により申請書を提出した物件登録希望者に通知するものとし、登録を可とする場合には、申請に係る中古住宅を住み替え住宅バンクに登録するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた物件登録希望者は、当該通知の内容を契約した住み替え支援組織に通知しなければならない。

(登録した中古住宅の公表)

第 1 2 条の 5 市長は、前条の規定により住み替え住宅バンクに登録した中古住宅（以下「登録物件」という。）について、別表公表の欄に掲げる事項を公表するものとする。

2 住み替え支援組織又はその構成員は、登録物件について、それを店舗等に表示するときは、流山市住み替え支援要綱対象物件である旨を明示しなければならない。

(登録物件の抹消)

第 1 2 条の 6 市長は、登録物件の所有者（以下「登録物件所有者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録物件を住み替え住宅バンクから抹消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第 1 2 条の 4 の規定による登録を受けたとき。

(2) 本要綱その他関係法令に違反したとき。

(3) 登録物件所有者又は住み替え支援組織の代表者若しくは役員が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が登録物件を住み替え住宅バンクから抹消すべきと認めるとき。

2 市長は、登録物件所有者から登録の抹消の申出があったときは、その登録を抹消するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により第 1 2 条の 4 の規定による登録の抹消を決定したときは、その旨を流山市住み替え住宅バンク登録物件抹消通知書（別記第 6 号様式の 8）により登録物件所有者に通知するものとする。

4 第 1 2 条の 4 第 2 項の規定は、前項の規定による通知を受けた場合に準用する。

（住み替え支援組織の業務に関する禁止事項）

第 1 3 条 住み替え支援組織は、利用者に対し、住み替えに係る売買、設計又は工事を執拗に勧誘してはならない。

2 住み替え支援組織は、住み替えに係る相談により知り得た情報を、その業務の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（住み替え支援組織の登録の抹消）

第 1 4 条 市長は、住み替え支援組織が次の各号のいずれかに該当するときは、当該住み替え支援組織の登録を抹消することができる。

(1) 登録の抹消の申し出があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第 5 条第 3 項の規定による登録を受けたとき。

(3) 前条の規定に違反する行為その他住み替え支援組織の業務に関して著しく不当な行為をしたと認められるとき。

(4) 第 7 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たさなくなったとき。

(5) 登録の有効期間が満了したとき。

2 市長は、前項の規定により住み替え支援組織の登録を抹消したときは、流山市住み替え支援組織登録抹消通知書（別記第 7 号様式）により、当該抹消に係る住み替え支援組織に通知するものとする。

（契約等に関する市の責任）

第 1 5 条 市は、この要綱による住み替えの支援に当たって行われる交渉及び売買又は賃貸借等の契約に関しての仲介行為及びこれらに係る苦情、紛争等については、一切これに関与しないものとする。

(紛争時の対応)

第 1 6 条 利用者は、当該利用者と事業者の間に紛争が生じた場合は、当該事業者が所属する団体の相談窓口相談するものとする。

(住み替え支援連絡協議会)

第 1 7 条 市は、住み替えの支援をより効果的に行うため住み替え支援連絡協議会を設置し、定期的開催するものとする。

2 前項に規定する住み替え支援連絡協議会は、住み替え支援組織、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者で構成する。

3 前 2 項に定めるもののほか、住み替え支援組織連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

(報告等)

第 1 8 条 第 1 2 条の 3 第 4 項の規定により登録物件概要書の提出を行った住み替え支援組織は、登録物件の登録内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、流山市住み替え住宅バンク登録物件状況報告書(別記第 8 号様式。次項において「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 登録物件の売買等の契約が成立したとき。

(2) 媒介契約を更新し、変更し又は解除したとき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、登録物件の登録内容又は状態に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに住み替え住宅バンクの登録内容の変更又は削除を行うとともに、公表内容の更新又は削除を行うものとする。

附 則

この告示は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 1 1 月 1 日告示第 1 1 5 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 3 月 3 0 日告示第 3 4 号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第 1 2 条の 5 関係)

登録物件事項	登録	公表
物件番号		

所有者			
所有者住所			
連絡先			
契約年月日			
物件所在地番			
地目			
道路	道路名		
	前面道路幅		
	進入路幅		
	県道・市道・その他		
用途			
構造			
階数			
屋根			
外壁			
建築確認番号年月日			
建築確認番号			
建築時期			
空き家期間			
間取り			
家屋（延べ床面積）			
土地			
上水道（公共・簡易・井戸）			
便所の種別（公共下水道・単独浄化槽・合併浄化槽・汲み取り）			
附属建物			
都市計画区域（外・内（市街化区域・市街化調整区域））			
用途区域			
その他の区域			
駐車場			
庭の有無			

賃貸又は売却の希望		
その他特記事項		
希望価格		
管理者		
管理者の連絡先		
外観写真		

別記

第1号様式（第5条、第9条関係）

流山市住み替え支援組織登録（更新）申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

（住所）

（氏名）

印

私は、流山市住み替え支援組織名簿（以下「名簿」という。）に登録（更新）することを申請します。なお、申請に当たっては次のことに同意します。

- 1 市が名簿を流山市ホームページへの掲載及び流山市住宅担当部署において市民の閲覧に供すること。
- 2 この要綱及び宅地建物取引業法、建築士法、建設業法その他関係法令に基づいて誠実に業務を行うこと。
- 3 住み替えの相談を依頼する市民には、誠意をもって対応し、相談の内容に関する問い合わせに、受けた組織が責任をもって対応すること。
- 4 市民に対して不当に不動産売買、改修等の設計等の勧誘をしないこと。
- 5 流山市高齢者住み替え支援要綱の内容を理解し、住み替え相談についての知識及び技能の維持向上に努めること。

記

組 織 名	
代 表 事 業 者 名	
代 表 事 業 者 住 所	〒
代 表 事 業 者 業 種	宅地建物取引業・設計、工事監理その他建築士法にて定める業・建設業 その他の業（ ）
事 務 所 登 録	知事登録 第 号
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 携帯 電話 FAX メールアドレス
所 属 団 体 名	（一社）千葉県宅地建物取引業協会 （公社）全日本不動産協会千葉県本部 （公社）千葉県建築士事務所協会 その他（ ）

※連絡先は、利用者が業務を依頼する際の電話番号等を記入してください。

（添付書類に○をしてください。）

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 流山市住み替え支援組織概要書（第2号様式） | 6 構成員その他の資格の写し |
| 2 建設業許可通知書の写し | 7 全ての構成員の市町村又は都の住民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 |
| 3 宅地建物取引業免許の写し | 8 直近2事業年度の業務及び財務の状況に関する書面 |
| 4 建築士事務所登録通知書の写し | 9 その他市長が必要と認める書類 |
| 5 宅地建物取引主任者及び建築士の免許の写し | |

※更新時、既に提出している書類の内容に変更がないときは、市長の承認を得た上で当該書類の添付は省略することができる。

第2号様式（第5条、第8条、第9条関係）

流山市住み替え支援組織概要書

組 織 名	
代 表 事 業 者 名	
代 表 事 業 者 住 所	〒
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 携帯 電話 FAX メールアドレス
組織のPR 組織の特長 他	
※登録年月日	

第4号様式（第5条、第9条関係）

年 月 日

流山市住み替え支援組織名簿登録通知書

様

流山市長

印

流山市高齢者住み替え支援要綱第5条第3項(第9条)の規定により、
流山市住み替え支援組織名簿に登録しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 有効期間
- 4 名簿登録事項

第5号様式（第5条、第9条関係）

年 月 日

流山市住み替え支援組織名簿登録申請却下通知書

様

流山市長

印

流山市住み替え支援組織名簿への申請登録を却下しましたので、流山市高齢者住み替え支援要綱第5条第4項（第9条）の規定により通知します。

却下の理由

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

流山市住み替え支援組織名簿登録事項変更届

（宛先）流山市長

住所

氏名

印

登録番号

流山市高齢者住み替え支援要綱第10条の規定により、流山市高齢者住み替え支援組織登録事項の変更を届けます。

記

	変更事項及び内容
変更前	
変更後	

(表)

第6号様式の2 (第12条関係)

流山市住み替え住宅バンク登録申請書

年 月 日

(宛先) 流山市長

(住所)

(氏名)

印

TEL

FAX

下記物件について、流山市高齢者住み替え支援要綱第12条第2項の規定により、登録申請します。

記

<登録物件調書記載事項>

登録番号	第	号
物件所在地番		
道路	前面道路幅	m 道路名
	進入路幅	m 県道・市道・その他()
用途		
構造		
階数		
屋根		
外壁		
建築確認番号年月日		
建築確認番号		
建築時期		
空き家期間		
間取り		
家屋 (延べ床面積)	m ²	
土地	m ² (地目)	
上水道	公共 ・ 簡易 ・ 井戸	
便所の種別	公共下水道 ・ 単独浄化槽 ・ 合併浄化槽 ・ 汲み取り	
附属建物		
駐車場	有 (約 台) ・ 無	

庭	有 (約 m ² ・坪) ・ 無	
管理者		
管理者の連絡先		
賃貸・売却の希望	賃貸 ・ 売却	
その他特記事項		
※市側で記入	都市計画区域	外・内 (市街化区域・市街化調整区域)
	用途区域	
	その他の区域	
備考		

(注意)

- 1 土地及び家屋の所有者が複数いる場合、住所及び氏名を連名で記載すること。
- 2 抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項欄へ記載してください。なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

添付する図書

- ・ 配置図及び各階平面図
- ・ 公図の写し
- ・ 登録の申請をする中古住宅の土地登記簿謄本及び家屋登記簿謄本の写し

住み替え支援組織の選択

下記の住み替え支援組織に当該物件の調査及び改修提案等、住み替え住宅バンクの登録要件を依頼します。

住み替え支援組織	
----------	--

第6号様式の3（第12条関係）

流山市住み替え住宅バンク登録事項公表等同意書

（宛先）流山市長

私は、住み替え住宅バンクに中古住宅の登録の申請に当たり、下記の内容について同意します。

記

- 1 流山市住み替え住宅バンク登録申請書に記載されている事項のうち、住み替え住宅バンクに登録された際には、流山市高齢者住み替え支援要綱別表公表の欄に掲げる事項を流山市のホームページへの掲載その他の方法により公表すること。
- 2 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合における物件登録者、利用希望者及び選定した住み替え支援組織の間での解決に当たり、市に責任を追及しないこと。

年 月 日

物件登録希望者 住所

氏名

印

※土地及び家屋の所有者が複数いる場合、物件登録希望者の欄を連名にして住所、氏名を記載すること。

第6号様式の4（第12条の2関係）

年 月 日

流山市住み替え支援組織選定結果通知書

住み替え支援組織
代表 様

流山市長 印

流山市高齢者住み替え支援要綱第12条の2の規定により、年 月
日付けで申請のあった物件について、下記の物件登録希望者から貴組織が
選定されたので通知します。

記

物件登録希望者の氏名	
物件登録希望者の住所	
物件の所在地	
連絡先	

(表)

第6号様式の5 (第12条の3関係)

年 月 日

流山市住み替え住宅バンク登録物件概要書

(宛先) 流山市長

(住所)

(氏名)

印

年 月 日付け流建第 号で通知のあった物件について、
流山市高齢者住み替え支援要綱第12条の3第4項の規定により提出し
ます。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 媒介契約方法 一般媒介・専属専任媒介・専任媒介
- 3 希望価格
- 4 添付書類
 - (1) 既存インスペクション・ガイドラインに則した検査に係る検査済証
 - (2) 既存住宅売買瑕疵保険の写し又は既存住宅売買瑕疵保険の加入について、売買契約を締結する際に行うことを誓約する書類
 - (3) 建物の改修提案書及び概算見積書

(裏)

登録番号	第 号		
物件所在地番			
道路	前面道路幅	m	道路名
	進入路幅	m	県道・市道・その他()
用途			
構造			
階数			
屋根			
外壁			
建築確認番号年月日			
建築確認番号	第 号		
建築時期			
間取り			
家屋	㎡・坪		
土地	㎡・坪		
上水道	公共・簡易・井戸		
便所の種別	公共下水道・単独浄化槽・合併浄化槽・汲み取り		
附属建物			
駐車場	有(約 台)・無		
庭	有(約 ㎡・坪)・無		
その他特記事項			
都市計画区域			
用途地域			
その他の区域			
備考			

第6号様式の6（第12条の4関係）

第 号
年 月 日

流山市住み替え住宅バンク登録決定通知書

様

流山市長

印

年 月 日付けで申請のあった物件については、下記のとおり登録することを決定したので、流山市高齢者住み替え支援要綱第12条の4の規定により通知します。

記

- 1 物件番号
- 2 登録年月日
- 3 物件の所在地

備考 この通知の内容について、あなたが契約している住み替え支援組織に、通知してください。

第6号様式の7（第12条の4関係）

年 月 日

流山市住み替え住宅バンク登録申請却下通知書

様

流山市長

印

年 月 日付けで申請のあった物件については、下記のとおり登録しないことを決定したので、流山市高齢者住み替え支援要綱第12条の4の規定により通知します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件の所在地
- 3 物件の所有者
- 4 不登録の理由

備考 この通知の内容について、あなたが契約している住み替え支援組織に、通知してください。

第6号様式の8（第12条の6関係）

年 月 日

流山市住み替え住宅バンク登録物件抹消通知書

様

流山市長

印

年 月 日付けで登録決定した登録物件については、下記のとおり登録の取消しを決定したので、流山市高齢者住み替え支援要綱第12条の6第3項の規定により通知します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件の所在地
- 3 物件の所有者
- 4 取消の理由

備考 この通知の内容について、あなたが契約した住み替え支援組織に、通知してください。

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

流山市住み替え支援組織登録抹消通知書

様

流山市長



流山市高齢者住み替え支援要綱第14条の規定により、流山市住み替え支援組織の登録を抹消したので通知します。

理由

第8号様式（第18条関係）

年 月 日

流山市住み替え住宅バンク登録物件状況報告書

（宛先）流山市長

（住所）

（氏名）

印

下記のとおり流山市高齢者住み替え支援要綱第18条第1項の規定により報告します。

1 登録物件

物件番号	
物件の所在地	
所有者	

2 報告内容（該当する項目に○印を付けてください。）

- ・登録物件の売買等の契約が成立（ 年 月 日）
- ・媒介契約を更新（ 年 月 日まで）
- ・媒介契約を解除
- ・その他（具体的内容について記入してください）

別記

第 1 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条、第 8 条、第 9 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条、第 8 条、第 9 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

第 5 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

第 6 号様式 (第 1 0 条関係)

第 6 号様式の 2 (第 1 2 条関係)

第 6 号様式の 3 (第 1 2 条関係)

第 6 号様式の 4 (第 1 2 条の 2 関係)

第 6 号様式の 5 (第 1 2 条の 3 関係)

第 6 号様式の 6 (第 1 2 条の 4 関係)

第 6 号様式の 7 (第 1 2 条の 4 関係)

第 6 号様式の 8 (第 1 2 条の 6 関係)

第 7 号様式 (第 1 4 条関係)

第 8 号様式 (第 1 8 条関係)